

○恵庭市集合住宅に係るごみ保管場所設置等に関する指導要綱

平成16年3月18日

告示第42号

(趣旨)

第1条 この告示は、集合住宅におけるごみ保管場所の設置に係る協議その他集合住宅におけるごみの排出指導に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ保管場所 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成6年条例第4号。以下「条例」という。）第2条第2項第8号に規定するごみ保管場所をいう。
- (2) 集合住宅 条例第14条第3項に規定する住戸数が2戸以上の住宅をいう。
- (3) 恵庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第8号。以下「規則」という。）第7条第2項に規定するごみ保管場所の管理者をいう。

(対象者)

第3条 この告示の対象となる者は、集合住宅を所有する者、集合住宅を建設しようとする者又は集合住宅の管理を請け負う者(以下「所有者等」という。)とする。

(ごみ保管場所を設置する位置)

第5条 規則第7条第1項第1号のごみ保管場所を設置する位置は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 集合住宅の敷地内であること。
- (2) 市街化区域内にあること。
- (3) 市が定めるごみ収集路線又は公道に面していること。
- (4) 収集作業を安全に行うことができ、かつ、収集効率の妨げにならないこと。

(ごみ保管場所の構造及び規模)

第6条 規則第7条第1項第2号のごみ保管場所の構造及び規模は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 収集作業が容易にできる構造であり、かつ、収集作業をするために必要な空間及び安全性が確保されていること。
- (2) ごみの散乱及び鳥獣による被害を防止することができる構造であること。
- (3) 1住戸につき、おおむね100リットルのごみを保管することができる規模であること。

と。

- (4) ごみ保管場所の総保管容量が明確になっていること。
- (5) 「〇〇アパート入居者専用」等と明記した掲示プレートを設けること。

2 前項第3号において、敷地の状況等によりごみの保管容量を満たさずごみ保管場所を設置することができない場合は、次条に規定する管理者がごみ保管場所を清潔に保持するものとする。

(管理者の責務)

第8条 管理者は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) ごみ保管場所の清潔保持に関すること。
- (2) 入居者に対するごみの排出指導に関すること。
- (3) その他ごみ保管場所の適正管理に必要なこと。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。
- 2 この要綱実施の際、現にごみ保管場所を設置している者については、市長は、当該ごみ保管場所に生活環境上著しい支障が生じていると認める場合に限り、この要綱に定める指導を行うことができるものとする。

附 則

この告示は、平成29年5月30日から実施する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から実施する。